



平成26年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 サンテック  
代 表 者 取締役社長 八幡 欣也  
(コード番号 1960 東証第二部)  
問合わせ先 執行役員管理部長 船戸 文英  
TEL (03) 3265-6181

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための規定を定款第28条（社外取締役の責任限定契約）および定款第36条（社外監査役の責任限定契約）として新設するものであります。なお、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記変更にともない、条数の繰下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成26年6月26日（木曜日）

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 28 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 35 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 28 条 (社外取締役の責任限定契約)</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 29 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 36 条 (社外監査役の責任限定契約)</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p>